

浜都土第415号
平成24年9月12日

株式会社鈴木スプリング製作所 様

浜松市長 鈴木康友



開発審査会提案基準における技術先端型企業の該当適否について

先日実施いたしました、開発審査会提案基準における技術先端型企業の該当適否の調査結果についてお知らせいたします。

貴社業務について下記開発審査会提案基準に基づき調査させていただいた結果、技術先端型企業（製造型）に該当することをお知らせいたします。

なお、新規工場における事業については、調査申請時の事業概要書（新工場の事業展開欄）における事業内容であることが条件となります。

また、貴社事業は製造工程が伴うため、工場が立地しても周辺環境に影響のない土地への計画をお願いいたします。（土地選定ならびに事業計画について、事前に市と調整が必要です。）

記

【開発審査会提案基準より抜粋 技術先端型企業の該当適否の判断基準】

※1 技術先端型企業の判断基準

申請者からの調査申請により、企業訪問等の調査を実施。以下すべてを満たす企業が対象。

- 法人であること。
- 5年以上安定した経営状態にあること。
- 既存施設において適正な事業を行っていること。
- 平成19年改正前の租税特別措置法に基づく高度技術工業としての指定事業またはそれに準ずる事業を主として行っている企業であることが、専門知識を有する公的機関等に認められること。
- 独自の製品開発力があり、過去5年以内に複数の自社製品・技術を開発していること。
- 専属の開発スタッフが複数名いること。
- 原則、県内企業を対象とする。（ただし市産業部の助言が得られる場合については、県外企業も対象とする。）

※開発審査会付議申請書にこの書面の写しを添付してください。